

令和5年度「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業
(マッチングコーディネーター(企業評価及びマッチング))に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和5年度「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業(マッチングコーディネーター(企業評価及びマッチング))」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者」とは、次の各号を全て満たし、県内に主たる事務所または事業所を有する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- (2) 地域金融機関等にM&Aの相談をし、支援を受けている者
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- (5) 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと
- (7) インターネットプラットフォームの運営会社が利用規約に定める登録拒否事由に該当しないこと
- (8) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

2 本要領において「インターネットプラットフォーム」とは、株式会社バトンズ、株式会社トランビ又は株式会社ライトライトの3社が、それぞれインターネット上で運営するウェブサイトを通じて提供するサービス「Batonz」、
「TRANBI」及び「relay」とする。

3 本要領において「マッチング」とは、第三者への譲渡を希望している中小企業者に、相手先候補の企業を選定することとする。

4 本要領において「売り手企業」とは、第三者への譲渡による事業承継を検討している中小企業者とする。

5 本要領において「買い手企業」とは、売り手企業の譲受けを検討している者とする。

6 本要領において「地域金融機関等」とは、事業承継に係る支援を希望する中小企業者に対して、事業承継診断を行った上で、M&Aの相談を受け、当該企業にM&Aの支援を実施している支援機関等とする。

(実施内容)

第3条 本事業において、M&Aを検討している中小企業者を支援するため、マッチ

ングコーディネーターを配置し、それぞれ下記の事業を実施するものとする。

区分	支援する事業の内容
マッチング コーディネーター (企業評価担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 売り手企業の企業概要書の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談対応の実施 (2) 必要書類の収集 (3) 企業概要書の作成 2 株価の仮算定及び情報提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 売り手企業の株価仮算定の実施 (2) 仮算定結果についての、売り手企業又は地域金融機関等への情報提供 3 企業概要書及び仮算定株価の時点修正 4 その他事業の目的を達成するため、知事が必要と認めた事項
マッチング コーディネーター (マッチング担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 売り手企業のニーズ把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必要書類の収集 (2) 売り手企業の概要及びニーズの把握 (3) ノンネームシートの作成 2 売り手企業に適した買い手候補企業の選定支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) インターネットプラットフォームへの案件登録支援 (2) インターネットプラットフォーム運営者へのマッチング支援依頼 (3) 買い手候補企業へのアプローチ (4) 売り手企業と買い手候補企業の交渉支援 (5) 秘密保持契約の締結及び交渉支援 3 その他事業の目的を達成するため、知事が必要と認めた事項

(対象事業者)

第4条 本事業の対象となる事業者は、区分ごとに次のいずれの要件にも該当する中小企業者とする。

事業区分	対象となる事業者の要件
マッチングコーディネーター(企業評価担当)による支援を受ける者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業承継を目的に、概ね3年以内にM&A(第三者への譲渡)を検討している者 2 コーディネーターによる企業評価の結果を基に、地域金融機関等又はマッチングコーディネーター(マッチング担当)の支援を受け、M&A(第三者への譲渡)をしようとする者 3 直近の事業年度における純資産が、概ね2億円以下の者

<p>マッチングコーディネーター（マッチング担当）による支援を受ける者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業承継を目的に、概ね1年以内にM&A（第三者への譲渡）を検討している者 2 県の指定するインターネットプラットフォームに企業情報を登録し、M&Aマッチング（相手先企業の選定）をしようとする者 3 直近の事業年度における純資産が、概ね2億円以下の者
---	--

（支援に係る申請）

第5条 前条に規定する中小企業者のうち、マッチングコーディネーターによる支援を希望する者（以下「支援企業」という。）は、地域金融機関等を経由し、知事に、支援申請書（様式1）及び資格要件に係る申立書（様式2）を提出しなければならない。

- 2 支援企業は、地域金融機関等とアドバイザー契約等を締結している場合、地域金融機関等に対し、前項に定める支援に係る申請手続を委任することができる。
- 3 支援企業から支援を受けるために必要となる申請手続の委任を受けた地域金融機関等は、代理支援申請書（様式3）を知事に提出しなければならない。この場合において、委任を受ける地域金融機関等は、支援企業に対して十分に支援申請内容を説明し、支援企業の理解を得るとともに、一切の責任を負うものとする。

（支援期間）

第6条 支援企業に対する支援は、令和6年1月31日までに申請があったものとする。ただし、予め県が定めた利用件数の上限に達した場合はその時点で支援申請の受付を終了するものとする。

（支援の決定）

- 第7条 知事は、第5条の規定による支援申請を受けたときは、必要に応じて地域金融機関等に支援企業の概況を聴取し、支援の決定をするものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、支援を決定したときは、支援決定通知書（様式4）により、支援企業に対し、地域金融機関等を経由して通知する。

（決定事項の変更及び中止）

- 第8条 支援企業は、支援の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、直ちに知事に対し、報告、相談しなければならない。
- 2 前項の報告、相談を受けた知事は、支援企業に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

（支援結果）

第9条 マッチングコーディネーターは、支援を実施した結果について、地域金融機関等に報告するものとする。

(取組状況の報告)

第10条 地域金融機関等は、知事から求めがあった場合には、M&A取組状況報告書(様式5)により、支援企業のM&Aの取組状況について、知事へ報告するものとする。

(マッチングコーディネーターの義務)

第11条 マッチングコーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は茨城県産業戦略部中小企業課において別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。